

申請手数料の見直しについて

①営業許可関係

	現行		改正案		
	業種	手数料 (円)	業種	手数料(円)	
				新規	更新
固定施設			調理機能自動販売機	10,000	10,000
	喫茶店営業, 集乳業, 乳類販売業, 食肉販売業, 魚介類販売業	9,600	食肉販売業, 魚介類販売業, 集乳業,	14,000	12,000
	菓子製造業, あん類製造業, アイスcream類製造業, 豆腐製造業, 納豆製造業, 麺類製造業	14,000			
	飲食店営業, 魚肉練り製品製造業, みそ製造業, しょうゆ製造業, ソース類製造業, 酒類製造業	16,000	飲食店営業	19,000	17,000
	乳処理業, 特別牛乳搾取業, 乳製品製造業, 食肉処理業, 食肉製品製造業, 魚介類競り売り営業, 食品の冷凍又は冷蔵業, 食品の放射線照射業, 清涼飲料水製造業, 乳酸菌飲料製造業, 氷雪製造業, 氷雪販売業, 食肉油脂製造業, マーガリン又はショートニング製造業, そうざい製造業, 缶詰又は瓶詰食品製造業, 添加物製造業	21,000	魚介類競り売り営業, 菓子製造業, アイスcream類製造業, 乳処理業, 特別牛乳搾取業, 乳製品製造業, 食肉処理業, 食肉製品製造業, 水産製品製造業, 冷凍食品製造業, 食品の放射線照射業, 清涼飲料水製造業, 氷雪製造業, 食肉油脂製造業, みそ又はしょうゆ製造業, 密封食品製造業, 酒類製造業, 豆腐製造業, 納豆製造業, 麺類製造業, そうざい製造業, 添加物製造業, 液卵製造業, 漬物製造業, 食品の小分け業	23,000	21,000
			複合型冷凍食品製造業, 複合型そうざい製造業	30,000	28,000
仮設店舗	飲食店営業(仮設 5 日未満) 魚介類販売業(仮設 5 日未満)	1,800	飲食店営業(臨時営業*1) 魚介類販売業(臨時営業)	3,000	-
	飲食店営業(仮設 15 日以上) 魚介類販売業(仮設 15 日以上)	7,500	飲食店営業(仮設営業*2) 魚介類販売業(仮設営業)	10,000	8,000

※.....:廃止・再編される業種, ___:統合・新設される業種

*1: 一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行う営業であって, 6カ月の間に合計4日を限度として営業を行うもの

*2: 一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行う営業であって上記に定める営業を除くもの

②営業許可証関係(新設)

	手数料(円)
書換え交付	2,000
再交付	2,500